

## 第9回南幌町農業委員会総会議事録

令和3年2月25日（木）午前10時00分より、役場各種委員会室において第9回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
4	番	江	郷		弘
5	番	南		則	之
6	番	青	木	義	春
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
10	番	山	田		浩
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

本日の議案は次のとおり

- 報告第1号 農業経営改善計画の認定について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

事務局出席者 事務局長 砂田 隆樹  
事務局主査 柳 沢 妙子

議長 これより、第9回南幌町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席者は12名でございます。  
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。6番 青木 委員、7番 高島 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。お諮りいたします。

第9回南幌町農業委員会総会は、2月25日 本日1日限りとしたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第9回南幌町農業委員会総会は、2月25日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和3年1月27日、第8回農業委員会総会を開催した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

---

議長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。

南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。令和3年2月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、2件でございます。

認定年月日は令和3年2月15日、有効期限が令和8年2月14日までとなっております。

認定番号3の2の1、住所は南〇線西〇番地、〇〇〇〇・〇〇〇〇、認定番号3の2の2、住所は南〇線西〇番地、〇〇〇〇、いずれも再認定です。

認定農業者の経営体の総数につきましては、151経営体のうち法人が15法人となります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

---

議長 日程第5 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。令和3年2月25日提出。

南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、2件でございます。

1件目の権利を取得した者ですが、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、畑で1,989㎡他計3筆ございまして62,219㎡となります。届出をした日ですが、

令和3年2月1日となります。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。

2件目の権利を取得した者ですが、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきまして、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で2,786㎡他計7筆ございまして96,293㎡となります。届出をした日ですが、令和3年2月19日となります。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については、報告済といたします。

---

議長 日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定により、許可申請があったので、可否の決定を求める。

令和3年2月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請につきましては、所有権移転によるものが1件でございます。

譲渡人は、札幌市〇〇区〇〇〇〇△条〇丁目〇番〇〇の〇〇〇号、〇〇〇〇（持分2分の1）。札幌市〇〇区〇〇〇〇△条〇丁目〇番〇号〇〇〇〇〇〇号、〇〇〇〇（持分2分の1）。譲受人は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1,842㎡となります。申請理由は、譲渡人が相続により所有していますが、耕作できない

ので譲渡することにした。譲受人は耕作地が隣接する農地なので譲受け、経営の規模拡大を図りたい。

別にお配りしている資料1農地法第3条調査書により説明いたします。資料1をご覧ください。第2項第1号は譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は譲受人は、個人であり該当しない。同項第3号は信託ではないので該当しない。同項第4号は譲受人は年250日農作業に従事していることから該当しない。同項第5号は農地の下限面積2ヘクタールを超えているので該当しない。同項第6号は所有権移転につき該当しない。同項第7号は周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しない。なお、久保委員が、現地調査を行い、周辺の農地の利用状況、農業など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

3番 議長3番

議長 3番（久保委員）

3番 所有権移転の件について、現地調査を行いました。周辺農地への影響等はないものと思われ。以上です。

議長 事務局の説明及び委員からの補足説明が終了したので、これより質疑を行います。

（なしの声）

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につ

いては、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議長 日程第7 議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について。  
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。  
令和3年2月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が1件、利用権の設定が2件でございます。はじめに所有権移転と利用権の設定整理番号2の2の1を説明いたします。  
所有権移転、整理番号2の2の1の買い手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇。売り手は、□□□□□□。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で7,387㎡他計9筆ございまして、44,485㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。  
続きまして利用権の設定、整理番号2の2の1の借り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、□□□□□□。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で18,303㎡他計4筆ございまして、35,393㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年12月24日までの〇年間となります。以上集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第2号 農用地利用集積計画の決定、  
所有権移転と利用権の設定整理番号2の2の1については、提案  
のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ  
とに決しました。  
利用権の設定整理番号2の2の2につきましては、農業委員会  
法第31条、議事参与の制限により、久保委員の退席を求めます。  
退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、久保委員退席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 利用権の設定整理番号2の2の2の借り手は、南幌町南〇線  
西〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、□□□□□□。  
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇〇〇、  
畑で425㎡他計6筆ございまして、103,971㎡となります。  
利用権の期間ですが、令和〇年12月24日までの〇年間と  
なります。以上集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強  
化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。  
以上でございます。

議 長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)



議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。利用権の設定整理番号2の2の2については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

退席しております久保委員が席に着くまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、久保委員は着席する)

---

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第9回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第9回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午前10時15分終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

6 番

7 番

